

中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について

＜地方税法附則第 15 条第 43 項＞

佐賀県吉野ヶ里町

1 制度の概要

本町の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備について、一定の要件を満たす場合、当該設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例を受けることができます。

※本特例措置の対象設備は、先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。

計画の認定前に取得した設備は特例措置を受けることができないためご注意ください。

2 特例措置の適用要件について

（１）対象となる方の要件

以下のいずれかに当てはまる方（租税特別措置法上の「中小事業者」又は「中小企業者」）

- ・ 資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

注 次の法人（いわゆる「みなし大企業」）は、資本金が 1 億円以下でも対象とはなりません。

- ①同一の大規模法人（※）に発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を所有されている法人
- ② 2 以上の大規模法人（※）に発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人

※大規模法人とは以下の法人をいいます。

- ア 資本金若しくは出資金の額が 1 億円超又は常時使用する従業員数が 1,000 人超
- イ 大法人（資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
- ウ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（イを除く）

（２）対象設備の要件

先端設備等導入計画に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに取得した下表の対象設備のうち、以下の要件 3 つを満たすもの

要件①：年平均の投資利益率が 5 % 以上となることを見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること

要件②：生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること

要件③：中古資産でないこと

＜対象設備＞

設備の種類	最低取得価格
機械及び装置	160 万円以上
工具 (測定工具・検査工具)	30 万円以上
器具及び備品	30 万円以上
建物附属設備 (※)	60 万円以上

※償却資産として課税されるものに限る。

(3) 特例割合

従業員に対する賃上げ方針（1.5%以上）の表明を計画内に記載した場合に、特例割合が適用されます。なお、賃上げの割合により、下表のとおり適用される特例割合が変わります。

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
1.5%未満	特例の適用はありません。	—	—
1.5%以上	令和7年4月1日から令和9年3月31日	3年間	2分の1
3.0%以上	令和7年4月1日から令和9年3月31日	5年間	4分の1

3 提出書類について

★償却資産申告書及び種類別明細書に（1）の事項を記載した上で（2）の書類をご提出ください。

(1) 償却資産申告書等への記載事項

- ① 償却資産申告書(第26号様式)
⇒「18 備考（添付書類等）」欄に『課税標準の特例該当資産がある』旨を記載
- ② 種類別明細書(第26号様式別表1)
⇒ 特例適用該当資産の行の「摘要」欄に該当資産であることが分かるように『特例該当』などを記載

(2) 提出書類

- ① 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し（町から認定を受けた先端設備等導入計画の写しを含む）
- ② 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ③ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し
- ④ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
- ⑤ その他必要と認められる書類※

※申告者及び設備によっては、①～④の他にも書類が必要となる場合があります。その際は、個別に書類提出依頼をさせていただきますので、ご対応をお願いします。

例：リース会社による申告の場合の追加書類
ア) リース契約見積書 イ) リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書

4 書類提出時期

毎年1月にご提出いただく「償却資産申告書」に添付してください。

（例：令和7年4月1日～令和8年1月1日に対象設備を取得した場合、令和8年1月がご提

出時期です。)

5 お問い合わせ先

◎ 固定資産税特例措置 に関すること

吉野ヶ里町 税務課 資産税係 TEL 0952-37-0334

◎ 先端設備等導入計画 に関すること

吉野ヶ里町 商工観光課 商工観光係 TEL 0952-37-0350